

IV 平成 24 年度包括外部監査結果のその後の状況について

平成 24 年度の包括外部監査において指摘事項及び意見事項とされた事項について、今回監査において関連する範囲を中心に、その後の改善状況等を確認し、以下に記載した。

1. 企業局水道課

(指摘事項)

監査結果	改善状況等
<p>4 前橋市青梨子町の調整池増設工事（平成 6 年）の実施にあたり、前橋市と土地を交換することとしたが、工事終了後、交換の手続が実施されていない。</p> <p>早急を実施する必要がある、また、今後手続きの漏れがないようなチェックの仕組みを構築し、抜本的な対策を検討する必要がある。</p>	<p>平成 26 年 3 月 31 日付けで、前橋市との土地交換の手続を完了している。土地交換の手続については、各事務所と協議の上でチェック・フローを作成している旨を、担当者からのヒアリングにより確認した。</p>
<p>12 渋川工業用水道では使用水量決定にあたり、使用者側量水器本体と事務所側積算値の照合を行う必要があったが、実施されていない。</p> <p>作業予定表等に項目を設け、失念しないような仕組みを構築することが必要である。</p>	<p>職員の作業予定表に照合項目を設け照合作業を実施し、その結果を照合記録簿に記録して管理する体制を構築していることを確認した。</p>

(意見事項)

監査結果	改善状況等
<p>1 総括原価方式による価格制度のもとでは、利用率に関係なく原価相当額から利用額が決定されるため、利用料は利用率が低い分だけ高い価格となる。利用率が当初の計画に比して相当程度低い場合には、価格設定のあり方について十分検討することが望まれる。</p> <p>また、県央第二水道は、現有施設の利用率が 74.9%であり、施設の拡張計画の見直しが必要である。</p>	<p>企業局の水道事業は、広域的な観点から各水道事業者（市町村等）に代わって水道用水を供給しており、受水市町村等の要請を踏まえて施設規模を決定している。その中で、現時点で、県央第二水道についても、利用率向上につながる協定水量の増額も実現していることを確認した。今後の施設見直しについては、健康福祉部食品・生活衛生課水道系の意見に記載のとおり、受水市町村との協議により決定するものであることを確認している。</p>

<p>2 利用率の低い施設の改善をどのように図るかが最も重要である。水道事業は、市町村の財政負担を大きく増やすことなく地下水から表流水に転換し、利用率を上げることで、利用者の福祉の増進に資するものとする。</p> <p>工業用水も利用率を上げることで、利用者の負担軽減が工業立地を優位に立たせ工場誘致の促進に役立つものとする。</p>	<p>水道事業は、市町村の浄水場改修計画等の状況を踏まえながら、受水市町村と協議して、利用率の向上の取組を確認した。結果として利用率の向上についても確認している。</p>
<p>8 節水意識向上等による水需要鈍化への対応が経営課題の筆頭に挙げられている現状において、新規供給先の開拓も考慮し、営業収入が現状維持の場合の収支バランスを検討することは有効であるが、更に、右肩下がりの場合の対応策の検討も同時に行うことが望まれる。</p>	<p>収支計画の見直しを適宜行い右肩下がりの場合については支出を削減していくことなどの対応を折り込み、効率的な経営に努めている。また、利用率で低下だけではなく、物価状況も踏まえ、価格の改定等の対応を行っていることを確認した。</p>
<p>9 受水企業の経営破綻による工業用水の供給停止の場合には、基本水量の減量に伴う負担金徴収も困難となるが、そうした最悪のケースの事後処理も想定し、不測の事態に備えた予備的な計画の準備も検討の余地があるものと思われる。</p>	<p>工業用水道事業の安定経営を図るため、減量・撤退時の負担金の原則を利用者協議会で決定していることを確認した。また、負担金収入がない場合の収支計画も予備的に作成するなど、一時的な収入減少に備える対応を講じていることを、所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により確認した。</p>
<p>10 群馬県企業局中期経営計画において、工業用水道事業の主な取組と目標の中に、給水契約率の増加については触れられていないため、必要に応じて期限と目標給水契約率を定めて進行管理を行うことが望まれる。</p>	<p>団地造成事業と連携し、新規企業の開拓に努めているが、契約水量の増加は、新規企業の立地や既存企業の経営状況などに左右され、工業用水道事業者の努力だけでは実現できるものではない。</p> <p>新規での団地形成事業には、案内を行い、給水契約率増加の取組状況を確認した。</p>

<p>11 長期補修計画に基づく保守・修繕を実施した際、計画書の計画内容に実施内容を上書きしており、計画どおりに保守管理されているか確認できない。</p> <p>計画と実績を対比し、当初計画どおりに実施できなかった場合に計画を変更したのであれば、その原因と変更後の計画の合理性を文書化することが望まれる。</p>	<p>「群馬県工業用水道事務所保守管理実施要領」にて定期点検計画・実績表を定め、保守・修繕の計画と実績を対比し、当初契約との差異の理由等を明確にする運用がなされていることを確認した。</p>
<p>17 水道事業で使用される装置の一部には、独自技術ゆえに維持管理業務も製造元に依頼せざるを得ないといった状況があることから、機器本体のみで入札ではなく、維持管理費用を含めた金額での入札も今後の検討課題である。</p>	<p>機器の耐用年数等を踏まえ、原則として維持管理契約は5年以内とする運用としていることを確認した。また、現状の運用に問題はないとの所管課の認識である旨を、所管課へのヒアリングにより把握した。</p>
<p>18 制御装置は年間を通して稼働しているものであり、不具合発生の場合は遅滞のない対応が必要であることから、点検契約ではなく、保守契約の締結が望ましい。</p>	<p>保守契約の考え方を取り入れて契約を締結している状況を確認した。</p>
<p>24 地下の工事や配水管路の台帳の修正のような業務については、地下に何が設置されているか不明な場合もあり困難な面も多いが、工事を発注する際、配水管路台帳や過去の工事の経緯等を確認し、発注あるいは契約締結後の業務内容変更に伴う契約金額の増額が生じないように、事前の確認を十分に行うことが望まれる。</p>	<p>事前に想定できる内容を確認した上で発注時の設計を行っていることを確認した。なお、図面や台帳では確認しきれない支障物により業務内容の変更が必要となる場合もあることから、可能な限り契約変更が最小限となるよう、発注時点での事前確認を徹底する方針である旨を、所管課へのヒアリングにより確認した。</p>
<p>26 委託業務において、その業務が内容の性質上、分割して実施される場合には、監督員は最終業務終了時だけでなく、適時に業務完了の確認を行い、その確認の都度、業務完了報告書入手し、完了検査の実施を文書により上司へ報告することが必要である。</p>	<p>委託業務の監督員は、業務が完了するごとに確認するとともに、文書で上司に報告する運用となっていることを所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>

<p>27 東毛工業用水道第二浄水場計画は、平成 21 年度第 29 回群馬県公共事業再評価委員会で計画廃止決定の答申を受けた。この廃止に伴い生じると見込まれる国庫補助金の返還、遊休資産の売約など財政的な準備を進めているところだが、計画廃止には至っていない。</p> <p>今後、関係機関との調整を図り、なるべく早い段階で処理を行うことが必要である。</p>	<p>東毛工業用水道第二浄水場計画は、平成 25 年度、計画廃止に伴う変更手続により廃止されている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p>31 板倉受水点及び東部地域水道事務所に於いて行われた各種水質計器取替外工事の計器が、異なる場所に設置してあるにもかかわらず、固定資産台帳に一括して計上されていた。場所ごと、種類ごとに登録して固定資産の管理に活用する必要がある。</p>	<p>固定資産の計上に当たっては、資産区分に従い、種類ごと、場所ごとに適切に登録し、固定資産の適正な管理を行っている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p>40 供給地点の流量計設置の際に、事業所の検針値と合致させる作業を行わなかったことで、両者に大きな差を生じている地点があった。</p> <p>供給量の確認には問題はないが、早期に両者の値を合致させ、供給量計測値の信頼性を高めることが望まれる。</p>	<p>流量計の数値とモニターによる検針値については、平成 25 年 4 月末の検針時に整合を図った。今後は、流量計の設置時に両者の値を合致させる作業を徹底する方針としている。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p>58 東部地域水道に係る八ッ場ダム建設費負担金は、当初計画に比べ取水規模を縮小した結果、既支払額は確定総額に対し支払超過となっている。</p> <p>これを前提として、毎期償却処理が行われているため、本勘定振替額は現在の確定総額を超過し、償却計上も過大である。</p> <p>確定額を前提に償却超過額の修正を行うことが必要である。</p>	<p>東部地域水道における八ッ場ダム負担金の支払超過額は、県央第二水道における八ッ場ダム負担金（未払分）と相殺して処理する方針としている。会計処理上、東部地域水道で本勘定振替額が超過し、償却計上が過大となっている分については、平成 25 年度に県央第二水道へ振り替えることにより修正することとしている。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>

<p>63 工事の精算に伴って 10 百万円を超える減価償却費等の過年度修正が発生しているが、10 百万円を超えるような過年度損益の修正は望ましくない。</p> <p>見積書等から工事の内容はある程度判断がつくことから、工事の現場である各事務所と管理部署とが連絡を密に取り合い、概算計上の段階から極力修正額が少なくなるように固定資産を計上することが必要である。</p>	<p>各事務所と水道課が連絡を密に取り合い、概算計上の段階から極力修正額が少なくなるように固定資産の計上に努める。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
---	---

2. 企業局財務管理課・総務係
(意見事項)

監査結果	改善状況等
<p>6 水道事業において、目標達成のための進行管理すべき実行計画が特定されていない。</p> <p>行動計画の作成が不可能であれば、事業目的達成のための別の目標を掲げることが必要であったと思われる。</p>	<p>第2期中期経営計画においては、協定水量増等の進行管理困難な数値目標を記載すること自体を見直し、安定給水の向上や安心な水の供給等を実現するための具体的目標を設定する見直しを行っている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p>13 中期経営計画は、経営の PDCA サイクルのツールとして重要な機能を持ち、実際に有効に機能していると高く評価することができるが、目標と行動計画との明確化等の検討課題もあることから、中期経営計画制度自体の改善と運用の見直しも一つの取組テーマとされることで、更に強力な経営管理体制への進化も期待される。</p>	<p>目標設定等の見直しを行い、PDCA サイクルの明確化や差異分析の導入等を含む運用を実施している。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。なお、本監査における PDCA サイクルに関する意見は、意見 2 を付言している。</p>

<p>16 平成23年度末における企業局職員の年齢構成は高齢者層の比率が高いため、若年層比率を上げるためには長期的な人員計画を策定し、段階的な対応を取ることが望ましい。</p>	<p>毎年度、現員予定数を考慮して新規採用を行うことにより年齢構成の平準化に対応する方針としている。また、令和7年度からは社会人採用等の実施も認められる。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により上記の取組状況を確認した上で、人材確保・育成の実効性確保の観点から意見9、10を付した。</p>
<p>21 清掃委託の業者選定の見積書入手において、競争参加資格者が多数あるにもかかわらず、過去の実績及び当該委託業務を行う場所までの距離により、数年間継続して特定の3業者から見積書を入手していた。</p> <p>委託業務を受ける機会を公平に付与する観点から、特定の業者を継続して指名するよりも、様々な業者を指名する方が望ましい。</p>	<p>委託業務の見積依頼は、「群馬県企業局工事費等見積基準」に基づき、業種、資格区分に適合する資格者の中から実績等を勘案するとともに、公平性を保つ観点から、過去に選定していない業者を優先的に選定し、特定の業者に偏らないよう配慮して業者を指名している。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p>25 工事請負契約や委託契約などにおいて、一定金額以上の契約について一定割合以上の変更が行われた場合に、契約の変更内容を示した一覧表を作成することにより、次回の契約における契約変更を回避することにつながると思われる。</p>	<p>契約変更に当たっては、「群馬県企業局設計書作成要領」に基づき、変更理由書及び設計書の工事概要欄に変更内容を分かりやすく比較記載することを担当者に周知し、契約変更の内容等が把握できるように改善を図っている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p>36 不用処理されていないパソコンが見受けられた。</p> <p>同パソコンについては、監査手続の後、速やかな対応により除却済みであるが、使用する見込みがないものについては、群馬県企業局財務規程に準拠して、不用の決定を行うことが必要である。</p>	<p>備品を含む物品については、企業局財務規程に準拠して8月中に現品確認を行うこととしており、各所属に対し確認事務の通知を行う際に、不要となった物品は不用決定を行うよう指示し、事務処理の徹底を図る方針としている。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。なお、本件に関連する意見17を付言している。</p>

<p>41 固定資産台帳上の「合宿所用地」は、合宿所の廃止後、工業用水道の濃縮槽用地として使用され、市町村交付金が支給されていることから、用途変更があった場合は、固定資産台帳上の名称を変更すべきである。</p>	<p>固定資産台帳上の変更状況を確認、また、同様に用途変更時の変更状況も含めた運用が行われている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p>45 企業局事業で効率化を目的に包括的民間委託導入を検討することは有用である。同様の視点で年度比較等による実績検証により現在の体制の評価を行うことや特定の活動について民間委託した場合との比較により、その効率性を検討することは有用である。</p>	<p>企業局における包括的民間委託の採用状況については、企業局に対する意見に記載のとおりであり、民間委託の活用により現状の体制強化につなげている状況が認められる。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により上記の状況を確認した上で、本監査では包括的民間委託の在り方について意見9を付した。</p>
<p>51 企業局全体では、施設設備の取替更新等のはざまで生じる余裕資金を、一般会計への貸付け等のできるだけ安全確実な方法により運用しているが、施設設備の更新資金として減価償却累計額相当額が一時に必要となるわけでないことから、延命化実施後の実質的耐用年数を見積り、現在の保有資金が、今後の建設、設備更新等の計画、自己金融資金の増加等から、どのような状況にあるか把握し、必要な対応を図ることが望まれる。</p>	<p>県は、各事業部門における将来の設備投資計画等に基づき現状を把握し、長期的かつ効率的な資金管理を行うこととしている。これを踏まえ、本監査では、当該方針に沿った資金管理の実効性確保の観点から意見11を付した。</p>
<p>56 企業局における在職期間と企業局以外の在職期間を反映させた基準を基に、退職給与を各部署又は事業にて負担すべきである。</p>	<p>相互に人事異動が行われていることから、現状は退職時の所属（会計）が退職給与を一括して負担する運用としていることを、所管課へのヒアリングにより確認した。なお、負担ルールの在り方については検討の余地があるとの認識である旨も併せて確認した。</p>
<p>57 改正後の地方公営企業法施行規則による会計基準が適用される平成26年度以降は、退職給付引当金が自己都合要支給額を適切に表す計上方法へ変更することが望ましい。</p>	<p>「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」（総務省告示）に基づき会計処理を行っている。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の対応状況を確認した。</p>

<p>60 総務課及び財務管理課は各事業に役務を提供していることから、各事業の業績を正しく把握するために、人件費及び経費について実際の役務提供割合に応じて配賦すべきである。</p>	<p>各事業の共通業務を担当する職員の人件費については、企業局の経営方針として基幹的な事業に重点的に配賦しており、所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により当該運用を確認した。また、配賦基準等については他の自治体等の事例を踏まえて継続的に検討することとしている。</p>
---	--

3. 県土整備部 下水環境課 (指摘事項)

監査結果	改善状況等
<p>1 予算計上時に見積りを入手した業者が、予定価格算定で依頼する業者に含まれていなかった。</p> <p>予定価格算定のための見積徴取業者選定の際には、予算要求額算定時の見積徴取業者の指名の有無についても確認すべきである。特に担当者の異動があった場合には十分な引継ぎを行い、情報の共有化を行う必要がある。</p>	<p>「下水道総合事務所入札参加資格審査委員会の設置及び運営に関する要領」第5条（審査資料の提出）に規定する様式第1号（入札参加資格要件調書）を改正し、予算要求額算定時に見積徴取を行った業者の記載欄を設け、確認を行うこととした。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p>2 指名競争入札の際に、指名業者が辞退し、8者又は9者で指名競争入札を実施している事例があった。</p> <p>適格となる業者の数が概ね10者に満たない場合に、会計局の「物品等の購入に伴う業者選定及び契約事務取扱要領」のただし書の「選定の結果、適格となる業者の数が概ね10者に満たない場合には、その数とすることができる」との規定により、「その数」とする場合には、その事実を文書化しておくことが必要である。</p>	<p>修繕等の入札手続に係る基準については、従来、会計局の「物品等の購入に伴う業者選定及び契約事務取扱要領」に準拠していたが、平成25年度に下水道総合事務所として同要領を整備し、指名すべき業者数に達しない場合の理由を記載する規定を設けた上で運用している。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、当該改善状況を確認した。</p>

<p>3 指名された業者が見積りを辞退していたが、入札参加資格審査委員会に提出された業者指名調書にその旨の記載がなく、見積りを辞退した業者がそのまま指名され、入札を辞退する結果となった。</p> <p>担当者は業者指名調書に必要な情報を正しく記載するとともに、上席者は記載内容を確認して承認する等のチェック体制を整備する必要がある。</p>	<p>「下水道総合事務所入札参加資格審査委員会の設置及び運営に関する要領」第5条（審査資料の提出）を改正し、入札参加資格要件調書に、予定価格積算時の見積業者からの見積書及び見積辞退届の写しを添付することを規定するとともに、上席者による調書の確認を徹底している。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p>6 流域下水道事業において、設備台帳（機械）は、下水道台帳の補完図書であるが、情報のアップデートが十分に行われておらず、現状の設備台帳ではその機能を十分に果たすことができない。</p> <p>下水道長寿命化計画に対応する新規台帳を早急に準備するか、現在使用している設備台帳を更新する必要がある。</p>	<p>平成25年度中に設備台帳（機械）を更新するとともに、新設・更新工事及び修繕業務の仕様書に完成時の台帳更新を規定し、完了検査において更新完了の確認を徹底する方針としている。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、前回の指摘・意見に係る改善措置が講じられていることを確認した。</p> <p>一方で、現在は台帳情報の見える化や修繕状況等を踏まえた活用・管理の高度化が課題となり得ることから、本監査では当該観点から意見26を付した。</p>
<p>7 国から補助金を受けて取得した高額な備品が、平成20年度から使用見込みもなく放置されている。</p> <p>緊急災害時等の使用可能性があることから所有しているが、メンテナンスを行っていないため、緊急時にすぐに使用することができない状態にある。メンテナンス費用も考慮し、今後の利活用、売却又は廃棄処分について検討する必要がある。</p>	<p>指摘のあった備品について関係機関等に譲受けの希望調査を実施し、ガスクロマトグラフ質量分析計システムについては、譲受希望のあった県関係機関へ物品管理換を行った（平成25年12月）。</p> <p>高周波プラズマ発光分析装置については、譲受希望がなく、年数経過による機能低下及び老朽化により使用に支障をきたしているため不用兼廃棄決議を行い廃棄処分した（平成26年1月）。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>

<p>9 県と市町村による要綱等により、流域下水道管理に要する費用である維持管理費負担金は、排水負担金及び公費負担金の2種類とされている。現在、県央処理区及び桐生処理区では、排水負担金が維持管理費を超過しており、維持管理費相当額をすべて市町村が負担し、県は公費負担金を負担していない。</p> <p>排水負担金が維持管理費の6分の5を超過する額は、市町村に返還されるのが要綱、覚書の趣旨からして適切と判断する。</p>	<p>他の都道府県の状況や、流域下水道事業が独立採算を原則としていること等を踏まえ、流域下水道事業における県及び市町村の負担（維持管理費及び資本費）に係る制度改正を検討している。まず、維持管理費に係る県公費負担の廃止を前提として、県と市町村との協議を開始した。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、当該協議が開始されたことを確認したが、現時点では協議の結論に至っていないことから、追加の指摘又は意見は付していない。</p>
<p>10 不明水量について、総流入量の6分の1とする想定は実態と乖離しており、現状のままでは県・市町村間の負担額は適正ではない。</p> <p>実態に即して負担金の適正化を図る必要がある。</p>	<p>維持管理費に係る県公費負担の廃止について合意を得るため、県と市町村が協議を継続していることを、所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により確認した。改善措置内容に変化がないのは協議継続中であるためであり、本監査では当該状況を確認したことから、現時点で追加の指摘又は意見は付していない。</p>
<p>11 平成23年度の県央処理区では公費負担金の2倍の黒字、桐生処理区では3倍もの黒字が発生しており、その結果、県の公費負担金も実質的に負担のない状況となっているが、県央処理区では昭和62年度から、桐生処理区では平成8年度から料金改定がされていない。</p> <p>県央処理区、桐生処理区の覚書には、排水負担金の単価は概ね3年を目途に見直すこととされており、見直すべき時期が到来しているものと判断する。</p>	<p>県央処理区については、市町村が負担する排水負担金の単価及び改正時期が適正となるよう、市町村と協議を継続していることを確認した。また、桐生処理区についても同様に協議を継続していることを確認した。改善措置内容に変化がないのは、いずれも協議が継続中であり結論に至っていないためである。現時点では、上記の対応状況を確認したことから、追加の指摘又は意見は付していない。</p>

(意見事項)

監査結果	改善状況等
<p>3 流域下水道事業では、事業の達成目標を数値目標として計画を整備しているが、これらを達成するための経営管理ツールとしての計画は作成されていない。</p> <p>効率的な業務の推進のために、事業遂行上の検討課題を事業計画として網羅的に整理し、対応方針を明確にした上で、優先順位の高いものから実行し、進行管理を行うことが望まれる。</p>	<p>流域下水道事業の事業計画は、従来の整備計画に加え、管理・経営までを一体的に捉えた構成へ見直され、経営管理の視点を含む計画として策定され、進捗管理が実施されている。なお、本監査では当該進捗管理の方法等について検証し、改善の余地がある点について意見 15、16 を付した。</p>
<p>4 県では、汚水処理人口普及率が全国 36 位（平成 23 年度末）であり、今後の普及率の向上が重要な課題であるとされ、平成 9 年度に汚水処理計画が策定されて以来、数度見直しがされている。しかし、現在の各計画は、目標値の提示であり、達成に当たっての施策を評価するための機能が不足している。</p> <p>各年度の目標値・施策・必要予算と実績との対比により進行管理を行うことが望まれる。</p>	<p>群馬県汚水処理計画において、各年度の目標普及率及び必要事業費を設定し、実績値との対比により目標達成に向けた進行管理を行う運用となっていることを確認した。なお、計画の進捗管理の在り方については、意見 15、16 を付言している。</p>
<p>14 水質浄化センター間での人事異動が頻繁に行われることにより、将来下水道に関する経験を持った人材の不足が懸念される。このような状況を踏まえて、下水道に関する経験を持った人材の育成が必要であり、そのための中長期的な人員育成プログラムの作成が望まれる。</p>	<p>流域下水道事業における水質浄化センターの維持管理は、管理コストの削減を目的に、性能発注により民間事業者へ業務委託している。県として社会人採用も活用する体制を構築するなど改善を図っている段階にあることを確認した。なお、本監査では人材マネジメントの観点から当該点について意見 9、10 を付した。</p>

<p>15 下水道総合事務所では、一部業務を包括的民間委託により行っているが、委託先の管理業務のためにも、企業局のデータベース化と同様の検討が望まれる。また、相互のノウハウの活用が有効であれば、部門を超えたデータベースの共有化も検討の余地があるものと思われる。</p>	<p>流域下水道事業における水質浄化センターの維持管理業務は、性能発注により民間へ委託され、日常の運転管理は受託者のノウハウに委ねられている状況を確認した。県は監督業務及び危機管理時の実務対応について人材育成により継承する方針であることから、本監査では包括的民間委託下におけるノウハウの整理・継承の在り方について意見 14 を付した。</p>
<p>19 一般競争入札において入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるため「低入札価格調査制度」を定めている。その制度では、低入札価格調査を実施する調査基準価格と、低入札価格調査を実施することなしに失格となる失格基準価格を設けている。流域下水道事業における入札においては、恣意的な判断が行われることがないように、県土整備部の定めた要綱、要領、ガイドラインに基づき、厳格に執行されているものと見受けられる。しかし、失格基準価格の適用により、本来排除する必要がない事業者までも排除しているのではないかとの懸念がある。失格基準価格を設けた低入札価格調査制度によるのではなく、県の実態に即した制度を確立していくことが望まれる。</p>	<p>流域下水道事業では、土木工事のように契約後に現地で作業を必要とする工事については、従来どおり「低入札価格調査制度」を適用し、適正な工事執行の運用に努める。なお、JIS 製品や汎用品の購入が主となり、低価格の入札となっても品質確保が担保できると思われる工事については、「低入札価格調査制度」の第 4（失格基準価格）第 2 項を適用し、失格基準価格を設けないとするための具体的な適用基準を策定している。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p>20 修繕業務の指名業者の選定については、「物品等の購入に伴う業者選定及び契約事務取扱要領」の「概ね 10 者以上の指名業者を選定するものとする」との規定に基づき、10 者に見積依頼したが、辞退者が出たため 10 者に満たず入札を行った。他に指名できる業者がない場合も推測されるが、できる限り多くの業者を指名することにより、より競争原理を働かせ、適切な入札となるよう努めるべきである。</p>	<p>修繕等に関する入札手続は、会計局の「物品等の購入に伴う業者選定及び契約事務取扱要領」に準拠してきたが、平成 25 年度中に下水道総合事務所の「物品等の購入に伴う業者選定及び契約事務取扱要領」を定め、要領に定められた業者数を指名する運用に改めている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>

<p>23 下水道総合事務所では、「下水道総合事務所入札参加資格審査委員会の設置及び運営に関する要領」に準拠し、入札参加資格審査委員会が開催されているが、同要領に議事録の作成についての定めがないことから、議事録は整備されていない。また、企業局においても、「工事入札参加資格審査委員会設置要領」において、審議事項、委員会の構成、入札参加資格要件の決定等を定めているが、委員会は、非公開であることから、委員会議事録については整備されていない。</p> <p>入札参加資格審査委員会の審査は、入札の公正を期する重要な手続であり、審査上の重要な判断事項等について議事録を残すべきと考え、要領に規定すべきである。</p>	<p>入札参加資格審査委員会での、公共工事の品質確保及び業者選定の公平性の確保に関わる審議に配慮し、重要な判断事項等について、「下水道総合事務所入札参加資格審査委員会の設置及び運営に関する要領」に議事録の作成規定を設けている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p>28 桐生水質浄化センターの焼却炉については廃止が決定した現在も残存し、奥利根水質浄化センターでは使用されていないコンポスト実験棟が残存し、敷地の有効活用がされていない。また、計画縮小により処理施設の系列数を減らしているが、この事業用地が有効活用されていない。事業用としての活用を検討する場合には、有効活用を事業の課題として位置づけ、対応方針及び所管責任を明確にし、検討の進行管理を行う等の環境整備が望まれる。また、検討の結果、事業用としての活用が困難であれば、未利用地として県有地利用検討委員会へ委ねることが必要となる。</p>	<p>桐生水質浄化センターの焼却施設の検討については別途意見を付言している。奥利根水質浄化センターでは、コンポスト実験棟を平成25年度に撤去し、公園整備等により地域交流スペースとして有効活用されていることを確認した。併せて、各センターの計画見直しにより遊休化が見込まれる用地について、太陽光発電施設等の活用を県単位で検討していることを確認した。</p>

<p>30 下水道法に基づき、流域下水道台帳を作成しているが、一部に時点修正されていない等の不備が見受けられる。また、必要最低限の情報は入手できるが、使い勝手が悪いことより、現在、マッピングを取り入れた流域下水道台帳の電子化に取り組んでいる。</p> <p>災害時の情報収集や今後の修繕計画の立案等に支障をきたすことが無いよう早期の作成が望まれる。</p>	<p>県は新設・更新工事の発注仕様書に「完成時に流域下水道台帳を更新する」旨を規定し、情報更新の徹底を図る方針としている。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、前回の指摘・意見に係る改善措置が講じられていることを確認した。</p> <p>一方で、台帳情報の見える化や更新・修繕状況等を踏まえた活用の観点からは、なお改善の余地があることから、本監査では当該点について意見 26 を付した。</p>
<p>33 流域下水道事業では、毎年 8 月に備品管理システムの数量と現物との照合を行い、3 月末に会計局にその結果を報告しているが、実際に行った照合の証跡が残されていない。</p> <p>現物との照合とともに使用状況の確認の証跡を残すことにより、使用頻度の低い物品、不要な物品の利活用や処分を検討することが望まれる。</p>	<p>群馬県財務規則に基づき毎年 8 月に実施する備品の現物照合に当たり、備品台帳に現物照合欄及び使用状況欄を設け、確認内容を記載して記録として残す運用としている。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p>34 電気伝導計ソフトウェアと一眼レフカメラは、現在使用しておらず、使用見込みもないため、「群馬県財務規則」第 231 条に則り、早期に不用の決定を行う必要がある。</p>	<p>当該備品は、平成 25 年 1 月 31 日に物品不用決議を行い、同年 2 月 7 日に廃棄処分した。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p>35 物品管理システム上、空気呼吸器の保管場所が、奥利根水質浄化センターではなく、県央水質浄化センターとなっていた。また、県央水質浄化センターの汚泥棟に保管されている備品について、県央水質浄化センターと記載されているものと、汚泥棟と記載されているものがあった。</p> <p>現物確認時にも役立つよう、保管場所は正しく詳細に記載することが望ましい。</p>	<p>当該備品（空気呼吸器）については、平成 24 年 11 月 5 日に奥利根水質浄化センターが保管場所であることを確認し、同年 11 月 6 日に物品管理システム上の保管場所の記載事項を県央水質浄化センターから奥利根水質浄化センターに訂正した。</p> <p>県央水質浄化センター汚泥棟に保管されている空気呼吸器については、物品管理システム上の保管場所を県央水質浄化センター汚泥棟に記載事項を統一した。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>

<p>37 平成 23 年度中に更新機器が納入され、規定に準拠し不用の決済が行われているが、廃棄の処理が行われていない状況にある。</p> <p>不用の決定が行われた備品については、早期に廃棄処理することが望まれる。</p>	<p>当該機器については、不用決定後、平成 25 年 2 月 7 日に廃棄処分が行われたことを確認した。一方で、指摘 5 で述べたとおり、同様に不用とされた備品が残置され得る状況も見受けられたことから、今後は不用決定から廃棄処分までの手順が適時に完了するよう、運用の明確化を図ることが望まれる。</p>
<p>38 各水質浄化センターにおいて同一の機器を利用しているにもかかわらず、リース契約の契約形態が異なり、費用の発生金額が異なっている。</p> <p>県として統一的な判断ができるような方針を定めるなど、同一機器については、同じ契約内容とすることが望まれる。</p>	<p>リース台帳を作成し、総合的なコスト比較棟を行った上で、次期更新機器から、契約内容を統一する運用となっている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p>42 利根川佐波流域下水道事業については、市町村合併により 1 市 1 流域になったため伊勢崎市へ移行することとなっているが、債務等を含め資産を有償譲渡した場合、伊勢崎市は、移管に伴う多額の債務を負うことになり、市の財政に大きな負担となることが想定されている。</p> <p>今後、持続可能な汚水処理事業を行うためにも、人口減少等の社会情勢の変化により空いた施設の有効利用として、し尿処理の一元化や、一層の広域的な観点から効率的な汚水処理場を行っていくために、流域下水道区域の再検討をすることが期待される。</p>	<p>利根川佐波流域下水道を含む県東部地域は、生活排水による河川の水質汚濁が進み、水質保全の必要性が高い地域である。</p> <p>流域下水道事業の維持管理費は、他の都道府県の状況や流域下水道事業が独立採算を原則としていることなどから、県公費負担金の廃止を前提に市町村と協議を開始した。また、建設費の回収についても、受益者負担の原則に立ち市町村と協議する。</p> <p>これらを勘案して、今後、この地域の持続可能な汚水処理を行うため、流域下水道事業の原則に基づき、効率的な汚水処理事業を検討することとしている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>

<p>43 終末処理場や管渠（きよ）等の建設費の一部は、汚水処理に掛かる経費として、使用料収入で回収するよう努力する必要があるとされているが、県の場合には、建設費の回収を行っていない。この建設費の回収方針については、市町村及び受益者（下水道利用者その他の地域住民）に明確に説明し、回収すべき建設費の金額を市町村ごとに示し、補助が行われていることを周知することが望まれる。</p>	<p>他の都道府県の状況や、流域下水道事業が独立採算を原則としていること等を踏まえ、流域下水道事業における県及び市町村の負担（維持管理費及び資本費）に係る制度改正を検討している。制度改正の検討の中で、資本費（建設費）回収の在り方についても市町村と協議している。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p>44 委託業者選定の入札手続参加者は、県央水質浄化センターが2社であるが他の水質浄化センターは各1社であり、手続は入札の形式をとっているが、競争となっていない。事前に組織体制が準備可能で大規模な業務を受注できる業者が限られており、既存の受託業者は現場環境を熟知した強みがあることから、他に相当な改善提案及びコスト改善プランを持った業者でないと入札参加意欲を持ってないことが推測される。今後においても、同様に競争を確保できるか懸念される場所である。事前に受注可能な業者の調査を行い、指名競争入札の方法も検討すべきである。</p>	<p>本件は世界貿易機関（WTO）の政府調達協定の対象であることから、一般競争入札としている。なお、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」における内外無差別の原則により、仮に指名競争入札とする場合であっても、国外を含む広範囲から指名業者を選定する必要があり、実務上現実的ではないことから、当面は現状どおりの取扱いとする方針としている。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p>46 下水道事業に係る機械・電気設備（以下「設備」という。）の修繕業務に関する規程は現状明確にされていないため、複数の要領を参考にしながら業務を実施しているのが実状である。設備の修繕は金額が多額になること、毎年度発注件数が多いことから、設備の修繕業務についての規程を設け、その規程に基づいて業務を遂行することが望ましい。</p>	<p>平成25年度中に下水道総合事務所の「物品等の購入に伴う業者選定及び契約事務取扱要領」を定め、一元的に対応している。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>

<p>47 地方財政法第5条の2において、地方債の償還年限については建設施設の耐用年数を超えないことが定められている。資本費と資産管理の適正を図るためにも標準耐用年数と償還期間との整合性を確認する体制を構築する必要があり、経営の健全化に向けた取組が望まれる。</p>	<p>総務省への事前協議及び金融機関への起債申込み前に、起債対象工事の標準耐用年数を記載した一覧表を作成し、償還期間が地方財政法第5条の2に適合しているか確認する運用となっている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p>48 各水質浄化センターは、毎月報告書を下水環境課へ提出しているが、報告書の様式・方法が各水質浄化センターで異なっていた。</p> <p>報告書の提出に関して報告内容、提出時期（期限）、定時又は随時、回数等を事務取扱要領等において、明確に定める必要がある。</p>	<p>平成25年2月に報告様式を統一した。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p>49 下水環境課は、毎年総務省に「地方公営企業決算状況調査表」を提出しているが、流域下水道事業特別会計と同調査表では、科目名が異なっており、特別会計の決算数値を同調査表の様式に合わせるように集計し直さなければならない。調査表の決算数値は、国の統一的な基準で算定されたものであり、他県との比較等、利用するには有益なものであるため、これを有効活用した経営分析を行う必要があると考える。</p> <p>また、県の決算数値から調査表の決算数値への振替に当たっては、明確な手順書等がないため、明確な手順書等を作成することが必要である。</p>	<p>調査表作成のための手順書を作成するとともに、公表された調査データの有効活用について検討する。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>

<p>50 流域下水道事業は、公共事業、投資規模の大きいもの、長期にわたり収支を考慮する必要にあるものに該当することから、公営企業会計基準適用によるシステム対応等の負担を克服し、公営企業会計のメリットをいかした経営を行うことが望まれる。</p>	<p>流域下水道事業への公営企業会計（公営企業会計基準）の導入に当たり、同会計を導入している東京都、埼玉県及び茨城県に対し、メリット・課題等についてヒアリング調査を実施したことを確認した。その結果等を踏まえ、本県では令和2年度から流域下水道事業に公営企業会計（公営企業会計基準）を適用している。</p>
<p>59 下水道総合事務所には、各水質浄化センターの事務を取りまとめて処理する共通の事務職員がおり、人件費は各処理区の予定流入量に応じた按分割合で配賦すると規定しているが、予定流入量が一定以上変化した場合には、按分割合を見直す必要があり、規程において、按分割合を見直す基準を明確に定めることが必要であると考え</p>	<p>各水質浄化センターの共通業務を担当する職員の人件費及び経費については、各処理区の予定流入量に応じた按分割合で配賦すると規定してきたが、予定流入量が一定以上変化した場合の按分割合を見直す規定がなかったことから、按分割合を見直す規定を定める。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>

なお、企業局電力事業は、今年度の監査では対象外としたため、検討は省略した。

以上より、平成24年度の指摘・意見に係る取組については、一定の改善が図られているものと認められる。今後は、対応状況の整理・共有を継続し、必要に応じて関係計画や運用の見直しに反映させることで、取組の実効性を一層高めることが期待される。

以上